

国保ニュース

2013年
第199号

○平成25年度診療報酬等の支払日は、次のとおりとなります。

支払月	早期支払	通常支払
平成25年 4月	22日(月)	25日(木)
5月	20日(月)	24日(金)
6月	20日(木)	25日(火)
7月	22日(月)	25日(木)
8月	20日(火)	23日(金)
9月	20日(金)	25日(水)
10月	21日(月)	25日(金)
11月	20日(水)	25日(月)
12月	20日(金)	25日(水)
平成26年 1月	20日(月)	24日(金)
2月	20日(木)	25日(火)
3月	20日(木)	25日(火)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より発令平成24年11月30日付け保医発1130第4号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正(平成24年12月1日より適用)

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D014(16)中「ネフェロメトリー法」を「ネフェロメトリー法又はTIA法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。
 - (18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出
 - ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。
 - イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。
 - ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より発令平成24年12月28日付け保医発1228第1号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正(平成25年1月1日より適用)

記

- 1 別添1第2章第10部第1節第1款K002に次のように加える。

(5) II度以上の熱傷、糖尿病性潰瘍又植皮を必要とする創傷に対して、加圧した生理食塩水を用い、組織や汚染物質等の切除、除去を目的に行った場合は、本区分及び区分番号「K936」自動縫合器加算(一連の治療につき1個)の所定点数を併せて算定する。なお、加圧に用いた生理食塩水の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 2 別添1第2章第10部第1節第2款K080-4の次に次のように加える。

K082 人工関節置換術

「1」肩、股、膝に掲げる手術において、手術前に得た画像等により作成された実物大の手術支援モデルを用いて行った場合は、本区分と区分番号「K939」画像等施術支援加算「2」実物大臓器立体モデルの所定点数を併せて算定できる。
- 3 別添1第2章第10部第1節第2款K082-3を次のように改める。

K082-3 人工関節再置換術

(1) 人工関節再置換術は、区分番号「K082」人工関節置換術から6か月以上経過して行った場合にのみに算定できる。

(2) 「1」肩、股、膝に掲げる手術において、手術前に得た画像等により作成された実物大の手術支援モデルを用いて行った場合は、本区分と区分番号「K939」画像等施術支援加算「2」実物大臓器立体モデルの所定点数を併せて算定できる。

(参考：新旧対象表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16)「23」のIgG4は、ネフェロメトリー法又はTIA法による。 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略 <u>(18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子</u> <u>検出</u> ア <u>結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子</u> <u>検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16)「23」のIgG4は、ネフェロメトリー法による。 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略

準じて算定する。

イ 当該検査は同時に結核菌を同定した
場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」
微生物核酸同定・定量検査の「6」
結核菌群核酸検出を併用した場合は、
主たるもののみ算定する。

(19) 略

第10部 手術

K002 デブリードマン

(1)～(4) 略

(5) II度以上の熱傷、糖尿病性潰瘍又植皮
を必要とする創傷に対して、加圧した生理
食塩水を用い、組織や汚染物質等の切除、
除去を目的に行った場合は、本区分及び区
分番号「K936」自動縫合器加算（一連
の治療につき1個）の所定点数を併せて算
定する。なお、加圧に用いた生理食塩水の
費用は所定点数に含まれ、別に算定できな
い。

K082 人工関節置換術

「1」肩、股、膝に掲げる手術において、
手術前に得た画像等により作成された実物
大の手術支援モデルを用いて行った場合
は、本区分と区分番号「K939」画像等
施術支援加算「2」実物大臓器立体モデル
の所定点数を併せて算定できる。

K082-3 人工関節再置換術

(1) 人工関節再置換術は、区分番号「K0
82」人工関節置換術から6か月以上経過
して行った場合にのみに算定できる。

(2) 「1」肩、股、膝に掲げる手術において、
手術前に得た画像等により作成された実物
大の手術支援モデルを用いて行った場合
は、本区分と区分番号「K939」画像等
施術支援加算「2」実物大臓器立体モデル
の所定点数を併せて算定できる。

(18) 略

第10部 手術

K002 デブリードマン

(1)～(4) 略

K082-3 人工関節再置換術

人工関節再置換術は、区分番号「K08
2」人工関節置換術から6か月以上経過し
て行った場合にのみに算定できる。

平成 24 年 12 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分		国民健康保険			退職者医療				
		決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	28,160	425,478	1,444,256,381	51,287.51	1,280	16,948	64,949,224	50,741.58
	入院外	1,129,876	1,833,474	1,514,132,670	1,340.09	57,093	92,313	87,877,989	1,539.21
菌 科	入 院	415	3,045	14,766,914	35,582.93	18	133	531,770	29,542.78
	入院外	268,062	544,669	342,372,231	1,277.21	14,480	29,513	18,324,694	1,265.52
調 剤		718,400	896,778	789,307,354	1,098.70	35,739	43,409	42,220,875	1,181.37
訪 問 看 護		1,413	8,970	96,782,560	68,494.38	79	525	5,529,540	69,994.18
支 払 総 額			2,146,326	30,260,662,076			108,689	1,498,046,916	

(3) 後期高齢者医療					
区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	34,593	581,628	1,761,903,087	50,932.36
	入院外	753,846	1,399,294	1,188,862,752	1,577.06
菌 科	入 院	193	1,300	4,836,926	25,061.79
	入院外	112,253	237,500	158,181,568	1,409.15
調 剤		507,670	682,349	743,563,516	1,464.66
訪 問 看 護		1,290	9,469	103,389,530	80,146.92
支 払 総 額			1,409,845	34,675,760,087	

平成 25 年 1 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分		国民健康保険			退職者医療				
		決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	27,208	430,666	1,418,726,759	52,143.74	1,199	17,350	68,159,339	56,846.82
	入院外	1,145,156	1,817,961	1,501,594,705	1,311.26	57,023	90,594	85,562,673	1,500.49
菌 科	入 院	283	2,220	11,891,308	42,018.76	10	64	258,703	25,870.30
	入院外	270,549	534,435	339,359,944	1,254.34	14,433	28,652	17,969,433	1,245.02
調 剤		731,855	908,461	827,978,489	1,131.34	36,206	43,849	44,259,076	1,222.42
訪 問 看 護		1,466	8,593	93,651,520	63,882.35	77	552	5,841,590	75,864.81
支 払 総 額			2,176,517	30,263,361,338			108,948	1,523,167,108	

(3) 後期高齢者医療					
区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数	平均点数 (1件当たり)
医 科	入 院	34,985	607,064	1,812,226,489	51,800.10
	入院外	760,699	1,375,148	1,177,603,421	1,548.05
菌 科	入 院	76	605	2,600,111	34,211.99
	入院外	112,498	232,728	156,252,163	1,388.93
調 剤		516,077	686,784	778,868,274	1,509.21
訪 問 看 護		1,341	9,382	103,149,370	76,919.74
支 払 総 額			1,425,676	35,331,000,184	

◎ お問い合わせ ◎
 特定健診・特定保健指導の請求について
 特定健診・特定保健指導の請求は、国民健康保険診療報酬とは受付締切日が異なります。(毎月5日必着。ただし、5日が土・日・休日に当たる時は、その日後最も近い平日)
 なお、請求にあたっては国民健康保険診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いします。
 また、特定健診・特定保健指導の請求に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。
 千葉県国民健康保険団体連合会 総務部事業課保健事業係 特定健診担当
 TEL 043-254-7317・7358 / FAX 043-254-7401

編集・発行人
 発 行 平成25年3月15日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 橋本 秀夫
 編集責任者 杉田 さと子
 印刷所 ㈱ さくら印刷

資料

千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表

(平成25年4月1日現在)

保険者名	保険者番号	被 保 険 者 証			法定外の給付
		記 号	番 号	有効期限 (平成)	
千葉市					
中央区	124016	31	1桁～7桁	25年7月31日 *70歳以上の 1割負担は 25年3月31日	
花見川区	124024	32			
稲毛区	124032	33			
若葉区	124040	34			
緑区	124057	35			
美浜区	124065	36			
銚子市	120022	銚			3桁～6桁
市川市	120030	市	7桁	25年7月31日	
船橋市	120048	船	2桁～7桁	25年7月31日	
館山市	120055	05	8桁	26年3月31日	
木更津市	120063	06	7桁	25年7月31日	
松戸市	120071	松	1桁～7桁－1桁	25年7月31日	
野田市	120089	野田	8桁	25年7月31日	
茂原市	120105	茂	6桁	25年7月31日	
成田市	120113	成田	6桁	25年7月31日	
佐倉市	120121	倉	6桁－1桁	25年7月31日	
東金市	120139	13	6桁	25年7月31日	
習志野市	120162	16	8桁	25年7月31日	
柏市	120170	柏	6桁	25年7月31日	
勝浦市	120188	18	8桁	25年7月31日	
市原市	120196	市原	7桁	25年7月31日	
流山市	120204	流	6桁	25年7月31日	
八千代市	120212	21	7桁	25年7月31日	
我孫子市	120220	我0～我9	8桁	26年7月31日	
鴨川市	120238	23	8桁	26年3月31日	
鎌ヶ谷市	120246	鎌	5桁	25年7月31日	
君津市	120253	君津	2桁～8桁	25年7月31日	
富津市	120261	富津	5桁	25年7月31日	
旭市	120279	27	8桁	26年3月31日	
いすみ市	120410	41	6桁	25年7月31日	
匝瑳市	120428	42	7桁	26年3月31日	
南房総市	120436	43	7桁	26年3月31日	
香取市	120444	香	8桁	25年7月31日	
山武市	120451	45	6桁	25年7月31日	
浦安市	120519	浦	3桁～7桁	25年7月31日	
四街道市	120543	54	8桁	25年7月31日	

※ 毎月、被保険者証の確認をお願いします。

保険者名	保険者番号	被 保 険 者 証			法定外の給付
		記 号	番 号	有効期限 (平成)	
酒々井町	120550	酒〇〇	4桁	25年7月31日	
八街市	120568	56	4桁～5桁	25年9月30日	【結核10割】
富里市	120576	里	6桁－1桁	25年9月30日	
白井市	120592	井	6桁	25年7月31日	
印西市	120600	印	6桁	25年7月31日	
栄町	120626	栄	6桁	26年3月31日	
神崎町	120642	64	7桁	25年7月31日	
多古町	120691	多	5桁	26年3月31日	
東庄町	120717	71	7桁	25年7月31日	
大網白里市	120766	76	6桁	25年7月31日	
九十九里町	120774	77	6桁	25年7月31日	
芝山町	120832	83	6桁	26年7月31日	
一宮町	120840	84	8桁	25年7月31日	
睦沢町	120857	睦	6桁	25年7月31日	
長生村	120865	86	8桁	25年7月31日	
白子町	120873	87	8桁	25年7月31日	
長柄町	120881	88	8桁	25年7月31日	
長南町	120899	89	8桁	25年7月31日	
大多喜町	120907	90	8桁	25年7月31日	
御宿町	120923	御	7桁	25年7月31日	
鋸南町	120972	97	6桁	26年3月31日	
袖ヶ浦市	121046	袖	7桁	25年7月31日	
横芝光町	121053	横芝光	6桁	25年7月31日	
県医師 国保組合	123018	千医国01～ 千医国23	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－2桁～3桁	27年3月31日	
県歯科医師 国保組合	123026	千歯国01～ 千歯国10 千歯国12～ 千歯国22	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－1桁～3桁	27年3月31日	
県薬剤師 国保組合	123034	38	8桁	25年9月30日	

※ 当該一覧表は、平成25年4月1日現在の調査により作成したものです。
被保険者証の切替時（有効期限を参照）には表記より記号・番号（桁数等）が変更になる場合もあります。
毎月の被保険者証の提示喚起及び確認をお願いいたします。